

丸亀市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月23日

丸亀市監査委員 山本 一 清

丸亀市監査委員 福部 正 人

# 定期監査結果報告書

～平成 29 年度定期監査～

平成 3 0 年 3 月

丸亀市監査委員

## 平成 29 年度定期監査報告書

### 第 1 監査の対象、期間及び場所

対 象		監 査 期 間
部 課 等 名	内 容	
議会事務局（政務活動費）		平成 28 年度の資料による 平成 29 年 7 月 18 日から 平成 29 年 8 月 3 日まで
幼保運営課 （保育所）	富熊、栗熊、岡田	平成 29 年 6 月 30 日 現在の資料による 平成 29 年 7 月 20 日から 平成 29 年 8 月 10 日まで
幼保運営課 （幼稚園）	西、城北	平成 29 年 6 月 30 日 現在の資料による 平成 29 年 7 月 20 日から 平成 29 年 8 月 10 日まで
教育委員会 （小学校）	飯山北、飯山南、富熊	平成 29 年 6 月 30 日 現在の資料による 平成 29 年 7 月 31 日から 平成 29 年 8 月 23 日まで
教育委員会 （中学校）	西	平成 29 年 6 月 30 日 現在の資料による 平成 29 年 7 月 31 日から 平成 29 年 8 月 23 日まで
水道部	水道経営課、上水道課	平成 29 年 8 月 31 日 現在の資料による 平成 29 年 9 月 15 日から 平成 29 年 10 月 6 日まで
議会事務局		平成 29 年 8 月 31 日 現在の資料による 平成 29 年 9 月 15 日から 平成 29 年 10 月 6 日まで
健康福祉部	福祉課、健康課	平成 29 年 8 月 31 日 現在の資料による 平成 29 年 9 月 21 日から 平成 29 年 10 月 12 日まで
	保険課、高齢者支援課	平成 29 年 8 月 31 日 現在の資料による 平成 29 年 10 月 6 日から 平成 29 年 10 月 27 日まで
消防本部	総務課、予防課、防災課 北・南消防署	平成 29 年 8 月 31 日 現在の資料による 平成 29 年 9 月 28 日から 平成 29 年 10 月 19 日まで
ボートレース 事業局	経営課、営業課 企画戦略課	平成 29 年 8 月 31 日 現在の資料による 平成 29 年 9 月 28 日から 平成 29 年 10 月 19 日まで
産業文化部	産業振興課、地籍調査課 農林水産課	平成 29 年 9 月 30 日 現在の資料による 平成 29 年 10 月 12 日から 平成 29 年 11 月 2 日まで
	文化観光課	平成 29 年 9 月 30 日 現在の資料による 平成 29 年 10 月 19 日から 平成 29 年 11 月 9 日まで
農業委員会事務局		平成 29 年 9 月 30 日 現在の資料による 平成 29 年 10 月 19 日から 平成 29 年 11 月 9 日まで
教育委員会	学校給食センター	平成 29 年 9 月 30 日 現在の資料による 平成 29 年 10 月 19 日から 平成 29 年 11 月 9 日まで
	図書館、学校教育課 総務課	平成 29 年 9 月 30 日 現在の資料による 平成 29 年 10 月 25 日から 平成 29 年 11 月 15 日まで

対 象		監 査 期 間	
部 課 等 名	内 容		
生活環境部	クリーン課、環境安全課 スポーツ推進課	平成 29 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 29 年 11 月 1 日から 平成 29 年 11 月 22 日まで
	市民活動推進課、市民課	平成 29 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 29 年 12 月 1 日から 平成 29 年 12 月 22 日まで
会計課		平成 29 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 29 年 12 月 4 日から 平成 29 年 12 月 25 日まで
こども未来部	子育て支援課 幼保運営課	平成 29 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 29 年 12 月 8 日から 平成 30 年 1 月 5 日まで
都市整備部	都市計画課、下水道課 建築課、建設課	平成 29 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 29 年 12 月 14 日から 平成 30 年 1 月 11 日まで
総務部	綾歌市民総合センター 財務課、税務課	平成 29 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 29 年 12 月 21 日から 平成 30 年 1 月 18 日まで
	行政管理課 飯山市民総合センター	平成 29 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 30 年 1 月 9 日から 平成 30 年 1 月 29 日まで
	公共施設管理課、人権課	平成 29 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 30 年 1 月 11 日から 平成 30 年 2 月 1 日まで
選挙管理委員会事務局		平成 29 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 30 年 1 月 9 日から 平成 30 年 1 月 29 日まで
市長公室	政策課、職員課 危機管理課、秘書広報課	平成 29 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 30 年 1 月 24 日から 平成 30 年 2 月 14 日まで

※監査実施場所：いずれも監査委員室

## 第2 監査の実施内容と着眼点

監査は、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定並びに丸亀市監査基準に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の事務の執行が法令に従って適正に行われているか。
- (2) 経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われているか。
- (3) 組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか。

なお、行政監査全般については、監査の過程で必要に応じて適正性、有効性、効率性及び経済性の確保に留意して監査を行った。

### 第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

#### 指摘事項

##### 1 各課共通事項

###### 【公文書の保存管理について】

歴史的公文書の認定及び保存については、市民生活や市行政の推移が歴史的に跡付けられる公文書として、丸亀市公文書管理規程第63条の2により平成28年6月21日から施行されており、それらの選定に当たっては公文書の保存や廃棄手続きの事務処理が重要となっている。今年度は、第23条に規定する起案用紙（様式第5号）に記載される情報公開・ファイリング・保存期間の欄の記載について監査したところ、全く記載がないもの、保存期間が間違っているもの、保存期間がその他と記載されており保存期間が不明なもの等が見受けられた。第4条文書管理責任者及び第5条文書取扱責任者は、各課の公文書についての事務を徹底すること。また、歴史的公文書の認定に当たっては、認定基準に沿った運用を図るために研修等を充実すること。

###### 【予定価格の作成について】

前年度の監査において指摘した「予定価格の適正な運用」について講じた措置では、平成29年3月23日に全庁への周知を行っていただいているが、見積合わせによる随意契約において「特定の価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であるため。」という予定価格を定めない理由を記載することで、設定の省略をしている起案が多数見受けられた。これは最も有利な契約をするための基準である予定価格が設定されていないこととなる。前年度からの指摘に引き続き、契約事務研修の実施及び財務会計事務等の手引きの早期修正・充実を図ること。

#### 【出納員等による出納事務について】

次の事項のとおり、不適切な事務処理が見受けられた。

・冊子の販売に際して領収書を発行していないもの、また、領収書は発行しているが、記載内容（日付や宛名）に不備があるものが見受けられた。

丸亀市出納員規則第 12 条 「出納員等は、現金受入票綴の領収書を複写により作成し、納入に発行しなければならない。」

・分任出納員が取り扱った収納金を指定金融機関が領収するまでに 6 日間経過しているものが見受けられた。

丸亀市出納員規則第 16 条第 1 項 「即日又はやむを得ない場合にあっては翌日の正午までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」

・分任出納員が取り扱った収納金を指定金融機関へ払い込む際の作成書類が、納付者用の様式（丸亀市会計規則第 17 条 様式第 4 号 納入通知書）になっており、課長に報告できていないものが見受けられた。

丸亀市出納員規則第 16 条第 3 項 「出納員等は、歳入金を収納したときは、その払込みの翌日までに様式第 5 号による現金払込調書兼領収書に様式第 2 号による現金受入票（控）を添付して、主管する部長又は課長に報告しなければならない。」

庁内 LAN の掲示板においては会計課より平成 21 年 2 月に「公金収納事務について」の周知がなされているが、様式等の例示により再度周知を図ること。

#### 【契約事務の適正化について】

平成 28 年 4 月 1 日に施行された丸亀市公共調達基本条例では、公共調達の適正化及び質の向上を図り、地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

・第 4 条第 3 項では、「市は、公共調達の実施に当たり、公正で透明な入札を実施するとともに、積極的な情報公開に努めなければならない。」としている。しかしながら、担当課で行う入札については、入札書の取り扱いに関して一部不適切な事務処理が多く見受けられた。

・第 4 条第 4 項では、「市は、公共調達の実施に当たり、競争性を確保した上で、地域経済の健全な発展に配慮し、市内業者による受注の機会の増大に努めなければならない。」としている。しかしながら、指名競争入札における業者選定ではこれまでの慣例により選定しているものが一部見受けられた。

本条例及び基本方針に基づき、契約事務における指導を徹底すること。

## 2 各課個別事項

### 【市長公室】

#### ○秘書広報課

ふるさと納税管理システム導入及び保守業務委託の契約方法は、3者を比較した総合評価による随意契約としているが、丸亀市では総合評価による随意契約の規程はないため、プロポーザル方式による随意契約とするべきであった。プロポーザル方式での随意契約は、丸亀市プロポーザル方式取扱規程に沿った運用で、プロポーザル委員会による評価項目及び基準の決定や業者選定の経緯等が審議されることとなっている。プロポーザル方式による随意契約は、締結までの期間が長期に及ぶため、今回の契約は急を要する例外的な措置だったということであったが、透明性の確保等適正な契約事務を執行すること。

### 【総務部】

#### ○公共施設管理課

市営住宅揚水ポンプ保守点検業務委託と市営住宅防火設備保守点検業務委託は、3/24に指名通知の送付、3/27に現場説明、4/3に入札を行っている。地方公共団体の予算の執行に当たっては、地方自治法第208条第1項の規定により会計年度独立の原則が定められており、会計年度区分に従って行うこととされている。指名通知を送ることは予算の執行と捉えていることから、入札にかかる契約事務を当該年度開始前に行うことはできない。丸亀市契約規則に従った適正な契約事務を行うこと。

### 【健康福祉部】

#### ○福祉課

丸亀市遺族連合会において、平成28年度の繰越金が387,022円であるにもかかわらず、平成29年度に268,000円の補助金を支出している。平成25年8月改訂の丸亀市補助金等見直し基準によると、「繰越金が補助額を超えている事業等については休止又は減額するもの」と設定している。補助金が有効に活用されるよう、事業の目的や内容を精査したうえで補助額を調整し、適正化を図ること。

#### ○保険課

医療廃棄物収集運搬・処分業務委託の単価契約で、見積書と契約書の金額相違、契約日誤り、再委託に対する承諾書が作成されていないなど、不備な点が多く見られた。契約する際には、丸亀市契約規則に従って執行し、契約書類の内容を十分に確認すること。

## 【生活環境部】

### ○市民課

切手受払簿の前葉越高に訂正印が多く見られることから、月が替わった際に前月分の切手の残数について確認ができていない。切手は現金に類するものであるから、十分なチェックを行い管理すること。

### ○環境安全課

丸亀市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱第 11 条第 2 号によると、実績報告の際に「請求書の写しの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから 10 日以内にその写しを市に提出するものとする。」とあるが、市が 7 月や 8 月に補助金を交付しているにもかかわらず、10 月末になっても領収書が提出されていないといった事例があった。一連の事業が速やかに完了するよう、市が補助金を交付した後は、業者への支払を早急に行うよう指導すること。

## 【都市整備部】

### ○都市計画課

大手町二丁目地内光ケーブル等移設工事において、増額の変更契約があり、変更契約書の契約保証金については丸亀市契約規則第 34 条により増減しないとしている。しかし、増加額は、第 34 条ただし書き「増減額が契約金額の 100 分の 10 以内のときは、この限りではない。」には該当しないため、契約保証金をとるべきであった。丸亀市契約規則に従って執行すること。

### ○都市計画課

丸亀市駐車場・自転車駐車場の管理運営に関する協定書の第 8 条第 3 項では、「平成 29 年度以降の管理料については、消費税及び地方消費税の税率は 10%を適用している。」と記載されている。平成 29 年度の支出負担行為額は、消費税等を 10%で適用しているが、現在の税率は 8%である。債務負担行為をとって契約している場合は、毎年度、契約内容について確認をすること。

## 【産業文化部】

### ○産業振興課

首都圏・関西圏大学生インターンシップ事業業務委託の見積書の備考欄に受託者以外の社名が記載されている。契約書第3条には再委託等の禁止事項があることから、再委託がある場合は受託業者から承認願を提出してもらい、委託者である市が承諾の有無を決定し通知すること。

### ○文化観光課

丸亀市観光案内所設置運営要綱第3条中、丸亀城内観光案内所の休業日は水曜日及び12月25日から翌年2月末日までとなっているが、観光案内所管理運営業務委託契約の仕様書によると無休となっている。同様に、丸亀市本島パークセンターの休業日も合っていない。要綱の内容を確認し、実態に即したものに変更すること。

### ○文化観光課

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により締結された随意契約は、丸亀市契約規則第27条第2項によれば随意契約結果書により公表することとなっているが、観光担当の契約全てにおいて公表ができていない。公表については、丸亀市契約規則に従って執行すること。

### ○農林水産課

前年度に指摘した丸亀市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱の修正については、平成29年6月2日付29総行第236号にて通知があり、早急に修正する旨の回答を得ていたが、平成29年11月2日の定期監査において未だ修正ができていなかった。

## 【教育委員会】

### ○図書館

綾歌図書館及び飯山図書館窓口等運営業務委託は、契約金額を四半期毎に支払しているが、契約書第10条には特に記載されておらず、業務委託仕様書の「14. 支払方法」では毎月払となっている。契約書及び仕様書の作成に際しては、内容を十分に確認すること。また、契約保証金を丸亀市契約規則第32条第7号により免除としているが、丸亀市契約規則等に従って執行すること。

## 第4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

### 1 各課共通意見

#### 【税外債権の管理について】

丸亀市の税外債権は、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権があり、平成 23 年 10 月に「丸亀市税外債権管理指針」、平成 28 年 4 月に「丸亀市の私債権の管理に関する条例」が施行されている。これらの債権は多くの課の担当者が従事している状況だが、各担当にとっては債権ごとに異なる時効期間や対応方法等で大変苦慮する業務となっており、債権管理が十分とは言えない状態である。これらの指針及び条例に沿った債権管理の適正化のために専門職員等による指導や研修等を行っていただきたい。

#### 【預金通帳等の管理状況について】

各課で保有する公会計及び私会計（財政援助団体等）の預金通帳等の保有調査、またそれらの保管場所と管理者の管理状況について監査を行った。

管理状況については、預金通帳と印鑑の保管場所や管理者が同一であったり、不適切な場所で保管をしていたりするなど、監督責任の所在が曖昧なものが見受けられた。

各課で保有している預金通帳等の管理については各課に任されており、特に規程はないようだが、他市では準公金取扱規程の制定や、会計課等への届出を必須としている所もある。支出に際して監督ができていないか、出納簿等の定期的なチェックができていないかなど、保有状況の把握、事務の適正化及び危機管理体制についての規程等を検討していただきたい。

### 2 学校共通意見

#### 【各小・中学校で取り扱う学校徴収金について】

小・中学校の定期監査において、対象となる小・中学校が取り扱う学校徴収金の預金通帳等の保有調査、またそれらの保管場所と管理者の管理状況について監査を行った。

管理状況については、一部の事務について預金通帳と印鑑の管理者が同一人であったり、学校によって出納書類の保存年限が異なっていたりした。

預金通帳や利息及び現金等の取扱方法や出納書類の保存年限は、各学校で対応しているが、事故防止等の観点から統一した取扱方法が必要ではないか。支出に際して監督ができていないか、現金預金と出納簿等の定期的なチェックができていないかなど、事務の適正化及び危機管理体制についての規程等を検討していただきたい。

### 3 各課個別意見

#### 【市長公室】

##### ○職員課

職員の人材育成のために県庁や県外研修で特別旅費や研修委託料を支出しているが、参加できる人数は限られている。新規採用職員も増えており、庁内で研修を行うことで参加できる対象や人数も増えるのではないかと。監査での指摘事項は、職員の法令や条例規則等の認識不足等によるものが多くなっているため、法令遵守等の資質向上を図っていただき、メンター制度の活用や人事交流等、個々の力を発揮され多様な視点から判断することのできる職員を育成していただきたい。

#### 【ボートレース事業局】

##### ○営業課

S Gオーシャンカップのイベントに関連してプロポーザル方式により契約をしているが、各委員の採点については合計点に乗率を1倍から2倍として計算されている。この方法によると、乗率2倍の委員が二人いれば必ずと評価が決まってしまうのではないかと。イベントの評価が偏ってしまうことのないよう、公平公正な点数配分とする評価基準を検討していただきたい。

#### 【議会事務局】

政務活動費使途基準の運用指針については、前年度からの懸案事項となっているが、更なる適正な運用と使途の透明性の確保のため、議会への検討事項として提案いただきたい。

- ・書籍購入等の支出年度の所属基準等について
- ・領収書のホームページ公開等について